

所得税データを用いた日本の可処分所得の上位所得シェア
：2023～2024年

財務省財務総合政策研究所副所長

上田 淳二

前財務省財務総合政策研究所研究員

伊藤 菜々子

財務省財務総合政策研究所研究官

佐藤 丞

前財務省財務総合政策研究所研究員

福室 成彦

2026 年 9 月

本論文の内容は全て執筆者の個人的見解であり、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を示すものではありません。

所得税データを用いた日本の可処分所得の上位所得シェア ： 2023～2024年^{*1}

上田 淳二^{*2}

伊藤 葉々子^{*3}

佐藤 丞^{*4}

福室 成彦^{*5}

要 約

日本における上位所得シェア（上位所得層に全所得のうちどの程度が集中しているかを示す度合い）については、所得税に関する各年の集計データを用いて、課税対象所得（fiscal income：財政所得）を分析対象とした推計がMoriguchi and Saez（2008）で行われ、井口ほか（2025）ではより多くのデータを用いて2023年までの推計が行われている。ただし、これらの推計は、課税や社会保障負担・給付による再分配を考慮しない要素所得（pretax factor income：FI）段階の所得が分析対象であり、税や社会保険料の支払いと社会保障給付の受取りなどの所得再分配によって、どの程度上位所得シェアが異なるのかまでは示されていない。

本稿では、2023年と2024年において個人の支払う所得税に関する4種類の集計データ（国税庁統計年報、申告所得税標本調査、民間給与実態統計調査、市町村税課税状況等の調）を用いて、井口ほか（2025）の分析に加えて、税と社会保障負担の実態に関するデータを活用し、FI段階の所得に加えて、公的年金に関する負担と給付を反映した段階の所得（pretax, post replacement income：PPRI）と、税負担を反映した可処分所得（post-tax disposable income：DI）についての上位所得シェアの推計を行う。

推計の結果、①いずれの段階の所得についても、譲渡所得を含まない場合には、2023年から2024年にかけて上位所得シェアがやや低下していること、②いずれの段階の所得についても、譲渡所得を含む場合には、2023年から2024年にかけて上位5%よりも上位の階層において上位所得シェアが顕著に上昇していること、③DI段階における上位所得シェアは、税による再分配効果を反映して、FI段階やPPRI段階の上位所得シェアよりも低いが、Top 1%よりも上位の所得階層においては、譲渡所得を含む所得については、譲渡所得を含まない所得よりも、その低下の度合いが相当程度小さいことが明らかとなった。

キーワード：上位所得シェア、所得分布、所得税データ、社会保障負担、譲渡所得
JEL Classification: D31, H24, J31, N35

^{*1} 本稿の見解は執筆者個人の責任において発表するものであり、財務省及び財務総合政策研究所の公式見解を示すものではない。本稿の作成に当たっては、DP検討会議の参加者から貴重なコメントをいただいたことに感謝の意を表したい。

^{*2} 財務省財務総合政策研究所副所長

^{*3} 前財務省財務総合政策研究所研究員

^{*4} 財務省財務総合政策研究所研究官

^{*5} 前財務省財務総合政策研究所研究員

I. はじめに

日本の上位所得シェアについて、所得税に関する各年の集計データを用いて、課税対象所得（fiscal income：財政所得）を分析対象とした代表的な分析が Moriguchi and Saez（2008）である。同論文では、1946～2005 年の長期にわたる推計が行われ、Alvaredo et al.（2012）では、同様の手法で 2010 年までのアップデートが行われている⁶。その後、井口ほか（2025）では、2008 年以降の新たに利用可能となったデータを用いて、2023 年までの推計が行われている。

これらの分析では、申告所得税と民間給与実態統計調査等の集計データを組み合わせて、上位所得シェアの推計が行われているが、いずれも、市場経済における生産活動への各個人の参画に応じて配分される要素所得段階の所得（pretax factor income, FI）についての推計であり、税や社会保険料の支払い、及び社会保障給付の受取りを反映した再分配によって、どの程度上位所得シェアが影響を受けるかについての分析は行われていない。

本論文の目的は、同様の所得税に関する集計データ等を用いて、要素所得段階だけではなく、政府に対する税や社会保険料の支払い、及び政府からの社会保障給付の受取りを反映した再分配後の所得について、上位所得シェアの推計を行い、再分配によって、上位所得シェアがどの程度変化するかを定量的に示すことである。

要素所得段階の所得についての上位所得シェアは、市場における所得分配の状況を示す。一方で、再分配後の所得は、要素所得から、税と社会保険料の支払いを控除し、公的年金をはじめとする社会保障給付の受取りを加えたものであり、政府による介入の後に、個人の購買力がどのように配分されているかを示す。

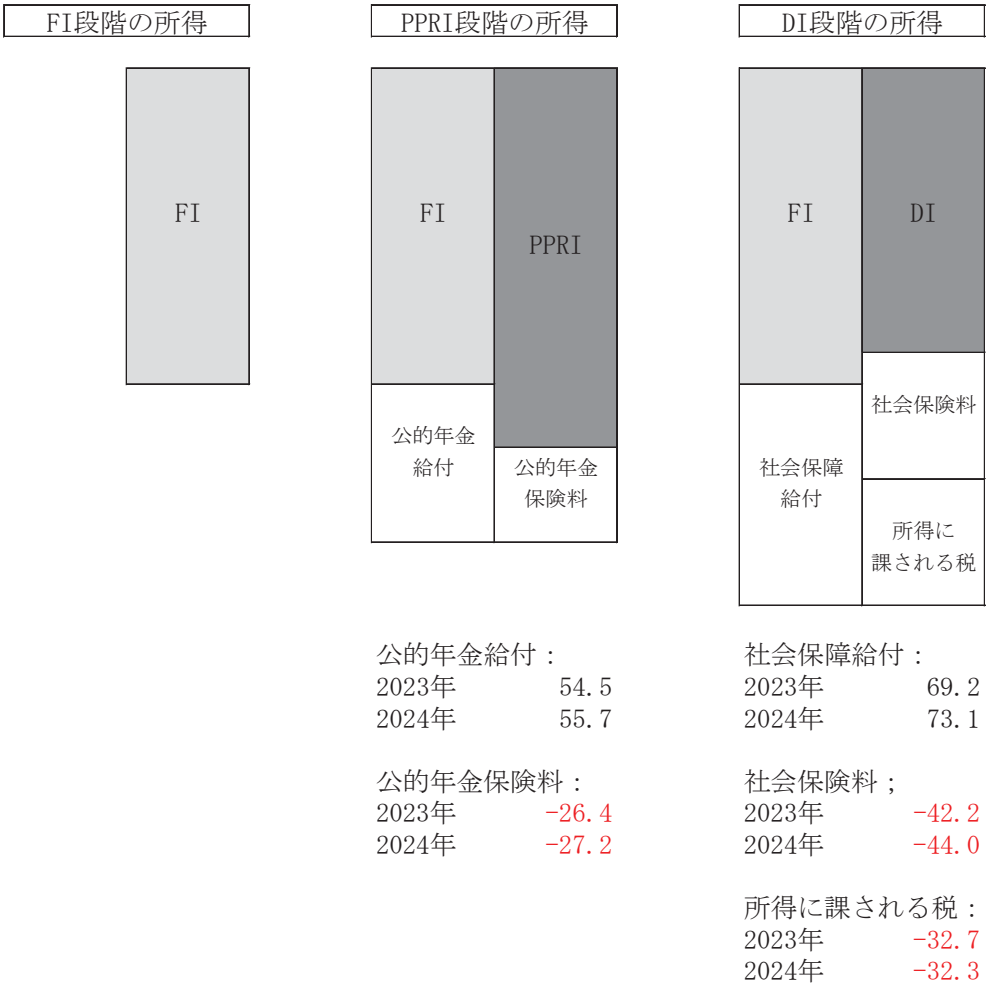
所得格差の指標の国際比較を行う DINA（Distributional National Accounts）のガイドラインにおいては、要素所得段階の所得だけではなく、公的年金に関する社会保障給付・負担を反映した段階（pretax, post-replacement income, PPRI）、さらに税負担を反映した段階（post-tax disposable income, DI）について、上位所得シェアを比較することが推奨されており、要素所得段階だけではなく、再分配後の所得についても、上位所得階層にどの程度偏っているのかを確認することには重要な意義がある。

以下では、所得税の課税対象所得（fiscal income）について、主として所得税の集計データを用いて、要素所得段階だけではなく、公的年金に関する社会保障給付・負担を反映した所得（PPRI 段階の所得）、さらに税負担及びその他の社会保障給付・負担を反映した可処分所得（DI 段階の所得）について、上位所得シェアを推計する方法を説明し、2023 年と 2024 年についての推計結果を示す。次節以降で、要素所得段階の上位所得シェアとどの程度異なるかを推計する手法について説明し、その上でデータを用いた推計結果を示す。

FI 段階と、PPRI 段階、DI 段階の所得の違いは、図 1 の通りである。また、2023 年と 2024 年の課税対象所得の上位所得シェアの推計に当たっては、先行研究で用いられている申告所得税データ、民間給与実態統計調査データに加えて、市町村税課税状況等の調のデータを用いることによって、公務員の給与所得分布についての補完を行う。

⁶ Moriguchi and Saez（2008）において分析対象とされている所得の定義や推計方法の詳細については、Moriguchi and Saez（2010）で示されている。

図 1 FI 段階、PPRI 段階、DI 段階の所得



（出所）2023 年、2024 年のそれぞれの金額は、国民経済計算の付表 9、付表 10、家計の所得支出勘定のデータを用いて筆者推計（単位：兆円）

II. 使用するデータ

使用するデータは、井口ほか（2025）と同様に、所得税に関する集計データである。申告所得税に関するデータとしては、主に「国税庁統計年報」の「2・2 所得階級別人員」表と「申告所得税標本調査」の「第 2 表 所得種類別表」を用いる。これらの表では、申告納税者及び還付申告者について、25 段階の所得階層に含まれる申告者の人数と平均所得、さらに所得の内訳が示されており、確定申告を行う上位所得階層の個人の所得分布を把握することができる⁷。

しかし、日本においては、確定申告を行う者は、給与所得者の一部にすぎない。2 か所以上からの給与を受け取る者や給与収入が 2,000 万円超である者は確定申告を行う義務を負うが、多くの給与所得者については、源泉徴収と年末調整によって課税が終了し、確定申告を行う必要がない。そのため、多くの給与所得者の分布を知るためには、「民間給与実態統計調査」のデータを用いて補完する必要がある。ただし、同調査は民間事業者から支払われた給与のみを対象とするものであり、官公庁から支払われた給与は対象に含まれていない。そのため、井口ほか（2025）では、民間給与実態統計調査のデータに含まれない官公庁からの給与の支払いを受けている者のデータを補完するために、公

⁷ 国税庁統計年報及び申告所得税標本調査のデータの内容について、詳細は井口ほか（2025）の II 節を参照。

務員の給与所得分布について、「国家公務員給与実態調査」のデータを用いて、別途の推計が行われている。

本稿では、「市町村税課税状況等の調」のデータを用いることによって公務員分の補完を行う。市町村税課税状況等の調のデータは、市町村において、官公庁を含む全ての雇用主から給与を受け取る者の住居のある各市区町村に提出される給与支払報告書等に基づいて賦課決定した情報を集約したものであり、住民税の納税義務のある個人の課税所得や給与収入の分布に関する情報が示されている。各市町村のデータは総務省に報告され、それらを全国集計した「第12表 T年度給与所得の収入金額等に関する調」では、T-1年中の個人の給与収入について、12段階の収入階層区分の人数と給与所得に関する収入金額が示されている。

市町村税課税状況等の調は、住民税の課税対象となる者のみを対象とするものであるため、表1で示すとおり、100万円以下の階層における納税義務者数は、民間給与実態統計調査における給与所得者数よりもはるかに少ないが、100万円を超える階層においては、民間給与実態統計調査と同程度か、あるいはそれ以上の給与収入の人数が把握されている⁸。そのため、100万円を超える各収入階層においては、民間給与実態統計調査で把握される給与所得者数と市町村税課税状況等の調で把握される納税義務者との比率を用いて、民間給与実態統計調査の給与所得者数を補正する処理を行う。

表 1 市町村税課税状況等の調と民間給与実態統計調査の比較

給与収入階級	(1)	(2)	(1) ÷ (2)
	市町村税課税状況等の調 (第12表)	民間給与実態統計調査 (第3表)	
	人数	人数	割合
2023年	100万円以下の金額	1,287,607	0.15455
	100万円～200万円	5,492,468	0.82018
	200万円～300万円	8,739,384	1.10411
	300万円～500万円	16,630,861	1.00732
	500万円～700万円	9,318,386	1.02866
	700万円～1,000万円	5,969,426	1.13813
	1,000万円～2,000万円	2,556,450	1.05027
	2,000万円を超える金額	413,446	1.33125
2024年	100万円以下の金額	1,619,431	0.21239
	100万円～200万円	6,961,342	1.14622
	200万円～300万円	8,932,007	1.17305
	300万円～500万円	16,993,170	1.01238
	500万円～700万円	9,802,667	0.97620
	700万円～1,000万円	6,292,086	1.10603
	1,000万円～2,000万円	2,797,499	0.96937
	2,000万円を超える金額	441,912	1.35704

(出所) 市町村税課税状況等の調、民間給与実態統計調査

(注) 「市町村税課税状況等の調」のデータは、各年の「第12表(2) 給与収入金額の段階別 (調査表第14表)」

⁸ ただし、100万円を超える階層においても、一部の階層では、市町村税課税状況等の調の「納税義務者」の数が、民間給与実態統計調査における「給与所得者数」を下回っているケースが見られる。その理由としては、民間給与実態統計調査が資本金等の区分によって抽出された事業者において所得階層区分によって抽出された給与支払対象者の情報を集約したものであることが考えられる。

「民間給与実態統計調査」のデータは、各年の「第3表その9（1年を通じて勤務した給与所得者）」「第3表その10（1年未満勤続の給与所得者）」にある給与階級別の人数（乙欄適用者を除く）をそれぞれ用いている（単位：人）。

申告所得税標本調査や民間給与実態統計調査、市町村税課税状況等の調の分布表には、課税対象となる所得（合計所得）や給与収入に関する情報のほかに、ブラケットごとの実際の税負担額や社会保障負担（社会保険料控除）の金額、税額控除の金額等に関する情報が含まれている。本稿では、それらの情報を活用することによって、各ブラケットにおける税負担額や社会保障負担額を差し引いた平均所得を推計する⁹。次節以降では、所得税に関するデータから、FI段階、PPRI段階、DI段階のそれぞれの課税対象所得について、所得階層別の所得（所得分布表）を推計する方法を説明する。

Ⅲ． FI段階の所得分布表の作成方法

上位所得シェアの推計に当たっては、主として「申告所得税標本調査」の「第2表 所得種類別表」で示されている25の所得階層ごとの人数と所得についての情報を用いるが、このデータは、プラスの納税申告額のある者（納税申告者）のみを対象としたものであり、また、そこで示されている所得は、税額計算に用いられる合計所得額なので、経済的な所得概念とは一致しない。そのため、①納税申告者に加えて還付申告者についての所得情報を推計して加えるとともに、②所得階層ごとの課税所得を経済的所得概念に補正する必要がある。さらに、③分析対象所得の範囲について、実現されたキャピタルゲイン（譲渡所得）を含む場合と除く場合を考えると、PPRI段階、DI段階の所得を推計する必要がある。

課税所得の情報を用いて、経済的所得やPPRI段階、DI段階の所得を推計する際には、後述するように、課税所得を構成する所得の内訳（事業所得、給与所得、公的年金等所得、譲渡所得等の所得）に関する情報が必要とされる。これらの所得の内訳は、個々の申告者によって異なるため、より正確な分析を行うためには、井口ほか（2025）と同様に、所得内訳の構成要素に応じて、申告者をグループに分けて分析を行うことが望ましい。国税庁統計年報と申告所得税標本調査では、各年の申告者に関して、申告納税額のある者（以下、「申告納税者」と、還付申告をした者（以下、「還付申告者」）のそれぞれについて、5つの所得者グループ（(A) 事業所得者、(B) 不動産所得者、(C) 給与所得者、(D) 雑所得者、(E) 他の区分に該当しない者）ごとに、25の所得階層ごとの人数及び所得金額が示されている。これらのグループは、その年に申告された所得のうち、どの種類の所得が最も多いかという観点から区分されており、所得内訳の構成の違いに応じたグループ分けがなされている。以下では、5つの所得者区分ごとに、①から③の処理を行う。

① 還付申告者の所得階層分布への反映

納税申告者を対象とした申告所得税標本調査から得られる5つの所得者区分ごとの所得階層別の所得金額・所得内訳について、還付申告者について、一定の仮定を設けて、人数と、所得金額及び所得内訳ごとの所得金額について追加を行う。その方法については、補論2において詳述する。

② 経済的所得概念（収入概念）への補正

税務上の合計所得金額の計算に当たっては、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額が給与所得とされ、公的年金等収入から公的年金等控除を差し引いた金額が雑所得（公的年金等所得）とされ

⁹ 他方で、社会保障給付の大部分は、上位所得階層に含まれる者の所得を増加させる要因とはならないため、社会保障給付の上位所得シェアに与える影響は限定的と考えられる。詳しくは、補論1を参照。

る。また、事業所得者のうち青色申告を行っている事業者には、青色申告控除額を差し引いた金額が事業所得とされる。そのため、申告される所得は、経済的な所得の概念よりも小さい。そのため、経済的所得の概念に基づく所得の分布を考えるためには、これらの控除を適用する前の金額を得る必要がある。

そのため、各グループの所得階層ごとに、それぞれの合計所得に含まれる平均的な事業所得、給与所得、公的年金等所得の平均値を、所得内訳データ及びそれぞれの種類の所得を申告している者の数に基づいて計算し、各年の制度の下での青色申告控除、給与所得控除、公的年金等控除の計算方法を踏まえて、それぞれの所得に適用されていると考えられる控除額の理論値を上乗せする。

それによって、ブラケットごとの経済的所得概念（収入概念）の平均値を作成し、合計所得の平均値との比率を計算した上で、当該ブラケットの上限値・下限値について、平均値の変化分だけ平行移動させる処理を行う。

③ 分布対象所得の画定

本稿の分析では、税務上の申告対象所得のうち、退職一時金や生命保険金、懸賞金等の受取りのように、その年に行われた経済的活動とは別に、何らかの特別な事情によって特定の年において多額に受取りが発生した所得を、分布を考える際の所得から除外して考える。そのため、税務上の申告対象所得から、「一時所得」「退職所得」を除外する。さらに、要素所得段階の所得の分布を考える際には、再分配所得である公的年金収入について除外する。

また、保有する資産の売却によって生じる「譲渡所得」（実現されたキャピタルゲイン・ロス）については、その年に行われた経済的活動の成果ではなく、国民経済計算における所得の定義にも含まれないことから、譲渡所得を除外して考える場合をベンチマークとした上で、譲渡所得を含めて考える場合を別途設ける。

これらの所得を除外した分布表を作成するために、それぞれのグループの各所得ブラケットの合計所得に含まれる「一時所得」「退職所得」「公的年金収入」の金額を差し引き、さらにベンチマークとする所得の分析に当たっては、「譲渡所得」の金額を差し引く。それによって、それぞれのブラケットの平均所得額が変化することとなるため、ブラケットの上限・下限額をあわせて修正することによって、さまざまな所得を差し引いた後の所得に関する分布表を作成する。

なお、経済的所得概念への調整や分析対象所得の画定を行う処理を行うことによって、それぞれの所得者グループの中で、それぞれの所得ブラケットの上限・下限値と平均値が変化することとなるが、その変化幅はブラケットごとに個々に異なるため、ブラケットによっては、ブラケット内の修正後所得の平均値が、それよりも上位のブラケットの修正後下限値を上回ることも生じ得る。そのため、ブラケットごとの修正後の所得平均値が、上位のブラケットの下限値を超えている場合には、上位のブラケットとの統合（人数と合計所得額をそれぞれ合算）することとし、所得ブラケットの所得平均値とブラケットの下限値が逆転しないようにする。

これらの一連の処理を行うことによって、(A) ～ (E) の所得者グループについて、処理後の各ブラケットの下限値と人数及び合計所得額を得ることができる。それらを用いて、全ての申告者についての単一の分布情報に統合するために、各ブラケットにおける分布についての一定の仮定を設けた上で、(A) から (E) の所得者グループの分布表の統合を行う。

IV. PPRI段階の所得分布表の作成方法

PPRI 段階の所得は、FI 段階の所得から、公的年金に関する社会保険料を差し引き、公的年金に関する給付を加えたものである。以下では、それぞれの所得階層において、公的年金に関する社会保険料と、公的年金の給付をどのように取り扱うかを説明する。

IV－1 公的年金に関する社会保険料

個人の公的年金に関する社会保険料負担は、収入（所得）だけではなく、年齢（年金保険の被保険者か否か）、就労形態（被用者か否か）、家族構成（被扶養者か否か）、減免の有無といった様々な属性によって決まる。そのため、同一の所得・収入階層に位置する個人であったとしても、実際の社会保険料負担額の金額は様々に異なり得る。しかし、申告所得税の分布表においては、社会保険料控除の総額に関する情報はあるものの、そのうち、公的年金に関する社会保険料に相当する金額がどのような大きさであるかを示す情報はない。

そのため、公的年金に関する社会保険料の負担額の規模を考える際には、各所得・収入階層における所得・収入の金額から、一人当たりの公的年金の社会保険料の負担額の理論値を推計する。具体的には、給与所得者とそれ以外の者を区別し、給与所得者については、社会保険料控除の適用を受けている者（社会保険料控除の適用者の人数に関する情報を用いて推計）について、給与収入に厚生年金の保険料率を当てはめた金額を公的年金保険料の金額であると考ええる。その際、給与のうち、20%を賞与（2回支給）であると仮定して、保険料率をあてはめて推計する^{10,11}。

また、給与所得者以外の者については、社会保険料控除の適用を受けている者（社会保険料控除の適用者の人数に関する情報を用いて推計）について、国民年金の保険料額を機械的に当てはめた金額を、公的年金保険料の金額と見なす¹²。

IV－2 公的年金給付

公的年金については、補論1で示すように、申告所得税データにおいて申告されている公的年金収入の情報をを用いることによって上位所得階層の所得金額への影響を把握することができると考えられる。そのため、FI段階の所得計算において除外した公的年金収入の申告金額を加える。

IV－3 分布表の作成

各所得・収入階層におけるFI段階の平均所得に、公的年金給付を加え、公的年金の保険料を差し引くことで、PPRI段階の平均所得を計算する。それによって計算されるFI段階の平均所得とPPRI段階の平均所得の比率を用いて、それぞれのブラケットの閾値の調整を行い、PPRI段階の分布表を作成する。

¹⁰ 民間給与実態統計調査の第3表のデータを用いて、年間給与収入600万円超～1,500万円以下の階層について、賞与の給与総額に対する割合を計算すると、2023年において20.0%、2024年において19.7%となっている。

¹¹ 20%が賞与（2回支給）という仮定の下では、年間給与952.5万円以上で、月例給与部分の標準報酬月額が65万円で頭打ちとなり、月例給与分の保険料は一定額となり、年間給与1,500万円以上で、賞与の標準報酬額が150万円以上で頭打ちとなるため、賞与分も含めて保険料の総額は一定額となる。保険料の理論値の計算に当たっては、これらの頭打ちを反映した、年間給与の金額に応じた保険料率を適用する。

¹² ただし、低所得階層において、公的年金保険料の金額が、社会保険料控除の金額を上回る場合には、社会保険料控除の金額を、年金保険料の上限とする。

表 2 PPRI の FI に対する割合 (2023 年)

	事業所得者	不動産 所得者	給与所得者	雑所得者	他の区分に 該当しない 所得者
70万円以下	0.9350	1.0099	0.9684	14.1600	0.9293
100万円以下	0.9213	1.0093	0.9612	12.2928	1.1885
150万円以下	0.9381	1.0226	0.9381	23.6543	1.2002
200万円以下	0.9596	1.0749	0.9617	15.8177	1.2578
250万円以下	0.9718	1.1930	0.9733	9.5825	1.3294
300万円以下	0.9937	1.2067	0.9764	8.0513	1.3985
400万円以下	0.9953	1.2122	0.9654	6.8316	1.3847
500万円以下	0.9945	1.1913	0.9457	5.2815	1.6321
600万円以下	0.9940	1.1609	0.9269	3.7335	1.5116
700万円以下	0.9954	1.1370	0.9203	2.7223	1.4035
800万円以下	0.9974	1.1154	0.9179	2.2164	1.3603
1,000万円以下	0.9989	1.0913	0.9234	1.7605	1.3243
1,200万円以下	1.0014	1.0699	0.9327	1.4089	1.2663
1,500万円以下	1.0028	1.0535	0.9420	1.2509	1.2049
2,000万円以下	1.0027	1.0353	0.9537	1.1519	1.1465
3,000万円以下	1.0028	1.0216	0.9671	1.0814	1.1046
5,000万円以下	1.0010	1.0096	0.9795	1.0436	1.0589
1億円以下	0.9993	1.0000	0.9887	1.0554	1.0266
2億円以下	0.9981	0.9982	0.9945	1.0008	0.9991
5億円以下	0.9968	0.9978	0.9977	0.9978	0.9938
10億円以下	0.9984	0.9991	0.9990	0.9985	0.9941
20億円以下	0.9994	0.9993	0.9995	0.9996	0.9960
50億円以下	0.9997		0.9997	1.0000	0.9982
100億円以下	0.9998				0.9979
100億円超					0.9853

(出所) 国税庁統計年報、申告所得税標本調査等より筆者推計

表 2 は、合計所得の 25 段階の階層について、5 つの所得者区分ごとに、PPRI の FI に対する比率を示している。この比率が 1 を超えて大きな値となっているのは、公的年金収入の受取額が多い雑所得者及び不動産所得者、他の区分に該当しない所得者の中低所得階級であり、公的年金による再分配効果がこれらの所得者・所得階級にあらわれていることを示している。

給与所得者については、低い所得階層において、給与とあわせて公的年金収入のある者が含まれていると考えられ、PPRI の FI に対する比率がやや高めとなっているが、中程度の所得階層においては、公的年金の保険料負担を反映して、PPRI の FI に対する比率は小さな値となっている。また、合計所得が 800 万円を超える階層においては、PPRI の FI に対する比率が徐々に大きくなっているが、これは、公的年金保険料の給与収入に対する負担が頭打ちになるため、FI に対する保険料の割合が徐々に低下するためであり、中位から上位所得階層における社会保険料の逆進性を反映していると言える。

V. DI 段階の所得分布表の作成方法

DI 段階の所得は、FI 段階の所得から、社会保険料を差し引き、社会保障に関する給付を加え、さらに個人に課される税（所得税及び個人住民税）を差し引いたものである。このうち、社会保障に関する給付については、最も大きいものが公的年金給付であり、それ以外に、社会扶助給付や雇用保険

給付、児童手当等を含むが、補論1で示すように、ほとんどの社会保障給付は上位所得階層の所得金額への影響に限られるため、申告所得税データにおいて申告されている公的年金収入の情報を用いることによって足りると考えられる。以下では、それぞれの所得階層において、社会保険料と、所得税及び個人住民税の金額を推計する方法を説明する。

V-1 各所得・収入階層における社会保険料負担額の推計方法

個人の社会保険料負担は、収入（所得）だけではなく、年齢（年金保険の被保険者か否か）、就労形態（被用者か否か）、家族構成（被扶養者か否か）、減免の有無といった様々な属性によって決定される。そのため、同一の所得・収入階層に位置する個人であったとしても、実際の社会保険料負担額は、個人のおかれている状況によって異なり得る。そのため、本稿では、社会保険料の負担額を差し引いたDI段階の所得の分布を考えるために、各所得・収入階層において、平均的にどの程度の社会保険料が支払われたのかを、実際の支払い額の分布にできるだけ近いデータに基づいて推計する。

申告所得税標本調査においては、各所得・収入階層のブラケットごとに、所得税の申告額及び源泉徴収額の計算に当たって適用された「社会保険料控除」の金額の総額と適用者数に関するデータが提供されている。それを用いることで、それぞれのブラケットにおける一人当たりの社会保険料控除適用額の平均値を求め、それを実際の社会保険料負担の平均値と見なす¹³。

V-2 各所得・収入階層における所得税（国税）負担額の推計方法

個人の所得税の負担額は、FI段階の収入や所得だけではなく、各種の所得控除や税額控除の適用の大小、分離課税の対象となる所得の割合等にも影響を受ける。そのため、同一の所得・収入階層に位置する個人であったとしても、実際の所得税の負担額は様々に異なり得る。そのため、所得税の負担額を差し引いたDI段階の所得の分布を考える際には、各所得・収入階層において、平均的にどの程度の所得税が支払われたのかを、実際の支払い額の分布にできるだけ近いデータに基づいて推計することが望ましい。

プラスの申告納税額がある者については、申告所得税標本調査において、合計所得の各ブラケットの「源泉徴収税額」と「申告納税額」の合計値と人員のデータが提供されており、それを用いて、各所得階層の一人当たり平均税額を計算する。一方、還付申告者については、合計所得の各ブラケットにおける平均的な税額に関する情報がない。そのため、プラスの申告納税額のある者の「源泉徴収税額」の一人当たり平均値を用いる。

V-3 各所得・収入階層における個人住民税（地方税）負担額の推計方法

申告所得税の分布表には、各所得・収入階層において、どの程度、個人が住民税を負担しているかについての実績値を示すデータは含まれていない。そのため、住民税の負担額の規模を考える際には、各所得・収入階層における所得税の税額から、一人当たりの課税所得の平均値を逆算し、地方税の税率である10%を乗じた値を一人当たり地方税額の理論値とする。その際、所得税の税額平均値から、課税所得の平均値を逆算するために、各ブラケットにおける各年の所得税の税額控除額の平均値を加

¹³ 厳密には、社会保険料控除の対象となるのは、本人の支払った社会保険料だけではなく、生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料も含まれる。そのため、社会保険料控除の金額を用いて、DI段階の所得を推計することは、世帯主に相当する個人の社会保険料負担の大きさを過大に、被扶養者に相当する個人の社会保険料負担を過少に推計することになる。ただし、厚生年金保険や健康保険組合、国民健康保険等、被扶養者は社会保険料の支払いを要さない場合も多いため、その影響は小さいものと考えられる。

えた上で、税率構造を踏まえて課税所得の平均値を計算する。その上で、課税所得に対して 10%の住民税の税率を乗じる。

ただし、所得者区分のうち「他の区分に該当しない所得者」においては、その所得構成内訳の多くが分離課税対象となる譲渡所得であることから、譲渡所得の大きさに、それぞれの譲渡所得に応じた税率を適用することによって地方税額を推計する。

その上で、各年の住民税の税額控除額の平均値を控除する。住民税の税額控除額については、市町村税課税状況等の調において、課税標準階層ごとの税額控除額の実績値のデータが示されており、これを用いて、各階層における税額控除前の算出税額と税額控除額の比率を計算する¹⁴。

実際に、国税である所得税に適用される税額控除と、地方税である住民税に適用される税額控除の内容や規模は、大きく異なっている。国税については、住宅借入金等特別控除（住宅ローン減税）による控除額が大きい、適用対象に当たって所得制限があり、上位所得階層においては税額控除割合が低く、中間の所得階層での税額控除割合が高い。一方で、地方税については、ふるさと納税をはじめとする寄附金税額控除と、2007 年度の国から地方への税源移譲に起因する負担増を調整する調整控除が大きな割合を占めており、低所得階層と高所得階層において、税額控除割合が高いという特徴がある。そのため、税額控除を反映するためには、国税に関する税額控除額の情報ではなく、地方税に関する税額控除額の情報を用いる必要がある。

V-4 分布表の作成

各所得・収入階層における FI 段階の平均所得に公的年金収入を加え、税と社会保険料を差し引くことで、DI 段階の平均所得を計算することができる。それによって計算される DI 段階の平均所得と FI 段階の平均所得の比率を用いて、それぞれのブラケットの閾値の調整を行い、DI 段階の分布表を作成する。

表 3 は、合計所得の 25 段階の階層について、5 つの所得者区分ごとに、DI の FI に対する比率を示している。事業所得者と給与所得者については、合計所得が 600 万円を超えるところから、0.8 を下回る値となっており、上位の所得階層ほど低下している。これは、総合課税分の所得税の累進構造を反映したものである。また、雑所得者と不動産所得者については、この比率が 1 を超える所得階層がみられるが、それらの階層においては公的年金収入の受取額が多い者が含まれていると考えられる。他方で、他の区分に該当しない所得者については、その所得の主な構成要素が、分離課税の対象である譲渡所得であることから、上位所得階層においても、累進的な所得税が適用されず、DI の FI に対する比率は、他の所得者よりも大きな値となっている。

¹⁴ 市町村税課税状況等の調と、申告所得税データや民間給与実態統計調査とは、ブラケットの区分が異なるため、市町村税課税状況等の調の各ブラケット内で一様分布に従うことを仮定し、各ブラケットの加重平均をすることによって、税額控除額の比率を計算する。

表 3 DI の FI に対する割合 (2023 年)

	事業所得者	不動産 所得者	給与所得者	雑所得者	他の区分に 該当しない 所得者
70万円以下	0.9126	0.9949	0.8740	13.9930	0.8713
100万円以下	0.8899	0.9828	0.8857	11.9810	0.9981
150万円以下	0.8655	0.9775	0.8823	23.0273	0.9912
200万円以下	0.8438	0.9833	0.8904	14.8629	0.9945
250万円以下	0.8330	1.0717	0.8961	8.8021	0.9991
300万円以下	0.8416	1.0713	0.8946	7.2962	1.0041
400万円以下	0.8320	1.0573	0.8764	6.1284	0.9771
500万円以下	0.8186	1.0187	0.8490	4.6535	1.0115
600万円以下	0.8057	0.9704	0.8186	3.2242	0.9775
700万円以下	0.7970	0.9310	0.7999	2.3073	0.9495
800万円以下	0.7907	0.8992	0.7875	1.8567	0.9284
1,000万円以下	0.7841	0.8686	0.7757	1.4572	0.9116
1,200万円以下	0.7749	0.8303	0.7608	1.1392	0.8923
1,500万円以下	0.7565	0.7914	0.7447	0.9930	0.8742
2,000万円以下	0.7286	0.7464	0.7177	0.8906	0.8554
3,000万円以下	0.6860	0.6933	0.6852	0.8108	0.8359
5,000万円以下	0.6240	0.6317	0.6537	0.7496	0.8157
1億円以下	0.5690	0.5731	0.6161	0.7378	0.8005
2億円以下	0.5390	0.5295	0.5820	0.6543	0.7869
5億円以下	0.5244	0.5013	0.5800	0.6477	0.7788
10億円以下	0.5387	0.5116	0.5688	0.6339	0.7779
20億円以下	0.5327	0.5737	0.5883	0.6184	0.7813
50億円以下	0.5511		0.5736	0.5350	0.7723
100億円以下	0.4991				0.7842
100億円超					0.7766

(出所) 国税庁統計年報、申告所得税標本調査等より筆者推計

VI. 民間給与実態統計調査を用いた給与収入のある者の補完

前述のように、国税庁統計年報や申告所得税標本調査のデータに含まれるのは、確定申告を行う者に限られるため、源泉徴収と年末調整によって課税が完結する者については、別途の情報によって補完する必要がある。本稿では、Moriguchi and Saez (2008) 及び井口ほか (2025) と同様に、主として民間給与実態統計調査を用いて補完を行う。

井口ほか (2025) では、公務員分について別途の推計を行うとともに、申告所得税情報と民間給与実態統計調査の接合をする際の閾値について個別に推計を行う手法がとられているが、本稿では、市町村税課税状況等の調のデータを用いて公務員分の補完を行った上で、2,000 万円を超える給与収入がある者については、所得税の申告データの分布を用いることとし、2,000 万円以下の給与収入がある者については、補完後の民間給与実態統計調査と申告所得税データの重複分を推計して、重複分を除外した上で統合する¹⁵。

また、補完後の民間給与実態統計調査データについて、申告所得税データと同様に、PPRI 段階の収入として、公的年金保険料の理論値を控除した分布表を作成し、DI 段階の収入として、社会保険料控除と所得税額の実績値、住民税の理論値を控除した分布表を作成する。民間給与実態統計調査に

¹⁵ 井口ほか (2025) と異なる手法を用いていることの理由及び推計結果の違いについては、補論3を参照。

においては、給与収入の各ブラケットの「社会保険料控除」と「源泉徴収税額」の合計値と人員のデータが提供されており、それを用いて、各収入階層の一人当たり社会保険料と平均税額を計算する。公的年金保険料と地方税額については、データがないため、給与収入から理論値を計算する。

なお、申告所得税と民間給与実態統計調査の集計データから把握される社会保険料控除の総額は、国民経済計算における家計の現実社会負担の総額の 9 割程度の大きさとなっている。両者の乖離の要因は、申告所得税データ及び民間給与実態統計調査データの対象とならない者（公的年金収入以外の所得が 20 万円以下で確定申告を行う必要がない者等）によって支払われる社会保険料や、社会保険料控除を差し引く前の段階で課税所得がない者等が考えられるが、いずれも、低い所得階層において発生する事象であると考えられ、上位所得階層の DI 段階の所得に与える影響は限定的と考えられる。

VII. 各所得段階の上位所得シェアの推計結果

本節では、各所得段階における上位所得シェアの推計結果を示す。なお、上位所得シェアの計算に当たり、分母となる所得総額については、各所得段階の再分配による影響を定量的に把握するために、まず、FI 段階の分析対象所得総額で固定した結果を示す。その上で、別途、PPRI 段階、DI 段階の分析対象所得総額を用いた値についても示す。

VII-1 譲渡所得を含まない場合の FI、PPRI、DI の上位所得シェア

表 4 は、2023 年と 2024 年について、譲渡所得を含まない FI、PPRI、DI の各段階の所得を分析対象として、成人人口のうち上位 0.01% から上位 20% についての所得の閾値と所得シェアの推計結果を示している。分母は FI 段階の所得に固定している。

表 4 譲渡所得を含まない所得についての上位所得シェア

2023	FI		PPRI		DI	
	閾値	所得シェア	閾値	所得シェア	閾値	所得シェア
	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
Top 0.01%	118,986,529	0.92	118,492,328	0.92	68,406,203	0.54
Top 0.1%	40,251,545	2.99	39,773,420	2.98	25,596,358	1.82
Top 0.5%	19,733,438	7.16	19,779,388	7.00	14,291,840	4.64
Top 1%	14,982,622	10.46	14,491,629	10.16	11,482,544	7.05
Top 5%	8,740,745	26.87	8,068,830	25.48	6,871,776	19.56
Top 10%	6,755,087	41.48	6,260,089	39.00	5,347,358	31.02
Top 20%	4,781,622	63.11	4,488,529	59.17	3,905,005	48.53

2024						
	FI		PPRI		DI	
	閾値 (円)	所得シェア (%)	閾値 (円)	所得シェア (%)	閾値 (円)	所得シェア (%)
Top 0.01%	122,235,876	0.90	121,701,319	0.88	69,082,337	0.50
Top 0.1%	41,291,220	2.95	40,803,168	2.93	26,049,554	1.72
Top 0.5%	20,553,375	7.01	19,796,466	6.95	14,548,854	4.48
Top 1%	15,919,643	10.32	15,237,226	10.03	11,850,035	6.83
Top 5%	8,890,407	26.60	8,225,976	25.24	7,093,051	19.26
Top 10%	6,948,491	40.92	6,427,133	38.49	5,528,256	30.58
Top 20%	4,943,496	62.28	4,638,826	58.41	4,092,854	48.01

(出所) 筆者による推計

所得段階による違いを見ると、FI 段階と PPRI 段階では、上位所得シェアや閾値について大きな違いがない一方、DI 段階の上位所得シェアは、FI 段階や PPRI 段階のシェアよりも相当程度小さく、閾値も低い。

FI 段階と、PPRI 段階で、上位所得シェアに大きな違いがないのは、PPRI 段階で反映される公的年金の保険料と公的年金給付が、上位所得シェアに対しては大きな影響を与えないためと考えられる。これは、公的年金給付が主に下位の所得階級において受け取られているものであることと、公的年金の保険料が賃金に対して比例的で、かつ上限額が決まっているため上位所得階層に対して累進的な負担を求めるものではないことを反映していると考えられる。他方で、DI 段階においては、総合課税によって累進的な課税が行われることを反映して、税による再分配効果が大きく働いており、その結果、上位所得階層の閾値が低く、上位所得シェアも小さくなっていると考えられる。

また、2023 年と 2024 年を比較すると、上位所得シェアは、いずれの所得段階においても低下している。その背景としては、給与所得のベースアップや労働参加率の上昇等によって、幅広い階層における給与収入が増加していることが考えられる。

VII-2 譲渡所得を含む場合の FI、PPRI、DI の上位所得シェア

表 5 は、2023 年と 2024 年について、譲渡所得を含む FI、PPRI、DI の各段階の所得を分析対象として、成人人口のうち上位 0.01%から上位 20%についての所得の閾値と所得シェアの推計結果を示している。

表 5 譲渡所得を含む所得についての上位所得シェア

2023						
	FI		PPRI		DI	
	閾値 (円)	所得シェア (%)	閾値 (円)	所得シェア (%)	閾値 (円)	所得シェア (%)
Top 0.01%	205,508,151	2.52	205,180,791	2.52	144,788,678	1.88
Top 0.1%	50,798,102	5.32	50,510,851	5.31	33,986,057	3.78
Top 0.5%	21,890,561	9.88	21,383,953	9.77	15,674,240	6.95
Top 1%	16,149,647	13.28	15,490,981	13.04	11,929,854	9.41
Top 5%	8,830,968	29.36	8,169,148	28.12	6,969,796	21.68
Top 10%	6,806,026	43.49	6,310,197	41.18	5,378,053	32.77
Top 20%	4,805,642	64.33	4,512,279	60.63	3,920,494	49.63

2024						
	FI		PPRI		DI	
	閾値 (円)	所得シェア (%)	閾値 (円)	所得シェア (%)	閾値 (円)	所得シェア (%)
Top 0.01%	231,577,745	2.90	231,239,016	2.90	162,258,861	2.18
Top 0.1%	53,834,495	5.79	53,536,245	5.76	35,493,951	4.13
Top 0.5%	22,762,531	10.31	22,658,415	10.17	16,111,219	7.23
Top 1%	16,760,760	13.67	16,213,739	13.43	12,228,819	9.63
Top 5%	8,998,231	29.54	8,325,273	28.35	7,169,739	21.76
Top 10%	7,005,488	43.30	6,487,175	41.06	5,575,532	32.62
Top 20%	4,972,641	63.73	4,672,085	60.13	4,119,756	49.29

(出所) 筆者による推計

譲渡所得を含む所得についての推計結果を見ると、譲渡所得を含まない所得の推計結果とは、二つの点で大きく異なっている。まず、2023 年と 2024 年を比較すると、上位所得シェアは、上位 5%よりも上位の階層において上昇しており、例えば上位 0.01%の FI 段階の上位所得シェアは、2.52%から 2.90%に、上位 0.1%の FI 段階の上位所得シェアは 5.32%から 5.79%に上昇している。実現されたキャピタルゲインの分布が上位所得層に偏る傾向が続く中で、2023 年から 2024 年にかけて、株価や不動産価格が引き続き上昇し、実現されたキャピタルゲインの金額が増加していることの効果によるものと考えられる。

次に、DI 段階と FI 段階の上位所得シェアの違いを示すために、DI 段階の上位所得シェアの値と、FI 段階の上位所得シェアの値の比率をとると、表 6 で示すとおり、上位 1%よりも上位の階層においては、譲渡所得を含まない場合の方が、譲渡所得を含む場合よりも小さく、その乖離の度合いはより上位の所得ほど大きい。これは、上位所得階層において、所得の構成要素として譲渡所得の割合が高い一方で、譲渡所得に対しては分離課税が適用され、累進課税の対象とはならないため、所得再分配効果が低いためと考えられる。

表 6 DI 段階と FI 段階の上位所得シェアの数値の比率

	譲渡所得を含まない		譲渡所得を含む	
	2023	2024	2023	2024
Top 0.01%	0.5833	0.5565	0.7463	0.7515
Top 0.1%	0.6073	0.5817	0.7098	0.7127
Top 0.5%	0.6471	0.6399	0.7034	0.7011
Top 1%	0.6745	0.6621	0.7089	0.7048
Top 5%	0.7281	0.7239	0.7385	0.7365
Top 10%	0.7478	0.7472	0.7535	0.7535
Top 20%	0.7690	0.7708	0.7714	0.7734

(出所) 筆者による推計

VII-3 所得総額の違いを踏まえた上位所得シェア

最後に、表 7 及び表 8 において、FI 段階、PPRI 段階、DI 段階について、上位所得シェアの計算に当たって、分母に用いる所得を、それぞれの段階における所得総額に補正した場合の推計結果を示す。図 1 で示すように、PPRI 段階の分析対象所得は、公的年金給付と公的年金保険料を反映したものであるが、公的年金給付の総額は、政府の一般財源や過去の保険料の積立金の運用収入及び積立金の取り崩しによるものも含まれ、その年における公的年金保険料の総額よりも大きい。そのため、PPRI 段階の所得総額は、FI 段階の所得総額よりも大きい。他方で、DI 段階の分析対象所得は、FI 段階の所得から、現金による社会保障給付と社会保険料、所得に課される税を反映したものであり、分析対象所得総額の大きさは FI 段階の所得総額とほぼ同程度となっている。

表 7 譲渡所得を含まない所得の上位所得シェア
(分母の所得はそれぞれの所得段階の所得額)

2023						
	FI		PPRI		DI	
	閾値 (円)	所得シェア (%)	閾値 (円)	所得シェア (%)	閾値 (円)	所得シェア (%)
Top 0.01%	118,986,529	0.92	118,492,328	0.83	68,406,203	0.55
Top 0.1%	40,251,545	2.99	39,773,420	2.70	25,596,358	1.86
Top 0.5%	19,733,438	7.16	19,779,388	6.35	14,291,840	4.74
Top 1%	14,982,622	10.46	14,491,629	9.21	11,482,544	7.20
Top 5%	8,740,745	26.87	8,068,830	23.10	6,871,776	19.98
Top 10%	6,755,087	41.48	6,260,089	35.36	5,347,358	31.69
Top 20%	4,781,622	63.11	4,488,529	53.64	3,905,005	49.57

2024						
	FI		PPRI		DI	
	閾値	所得シェア	閾値	所得シェア	閾値	所得シェア
	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
Top 0.01%	122,235,876	0.90	121,701,319	0.80	69,082,337	0.50
Top 0.1%	41,291,220	2.95	40,803,168	2.66	26,049,554	1.73
Top 0.5%	20,553,375	7.01	19,796,466	6.31	14,548,854	4.53
Top 1%	15,919,643	10.32	15,237,226	9.12	11,850,035	6.91
Top 5%	8,890,407	26.60	8,225,976	22.95	7,093,051	19.48
Top 10%	6,948,491	40.92	6,427,133	34.99	5,528,256	30.93
Top 20%	4,943,496	62.28	4,638,826	53.09	4,092,854	48.55

(出所) 筆者による推計

表 8 譲渡所得を含む所得の上位所得シェア
(分母の所得はそれぞれの所得段階の所得額)

2023						
	FI		PPRI		DI	
	閾値	所得シェア	閾値	所得シェア	閾値	所得シェア
	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
Top 0.01%	205,508,151	2.52	205,180,791	2.29	144,788,678	1.92
Top 0.1%	50,798,102	5.32	50,510,851	5.31	33,986,057	3.78
Top 0.5%	21,890,561	9.88	21,383,953	9.77	15,674,240	6.95
Top 1%	16,149,647	13.28	15,490,981	13.04	11,929,854	9.41
Top 5%	8,830,968	29.36	8,169,148	28.12	6,969,796	21.68
Top 10%	6,806,026	43.49	6,310,197	41.18	5,378,053	32.77
Top 20%	4,805,642	64.33	4,512,279	60.63	3,920,494	49.63

2024						
	FI		PPRI		DI	
	閾値	所得シェア	閾値	所得シェア	閾値	所得シェア
	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
Top 0.01%	231,577,745	2.90	231,239,016	2.65	162,258,861	2.20
Top 0.1%	53,834,495	5.79	53,536,245	5.26	35,493,951	4.17
Top 0.5%	22,762,531	10.31	22,658,415	9.29	16,111,219	7.31
Top 1%	16,760,760	13.67	16,213,739	12.27	12,228,819	9.74
Top 5%	8,998,231	29.54	8,325,273	25.88	7,169,739	22.00
Top 10%	7,005,488	43.30	6,487,175	37.50	5,575,532	32.98
Top 20%	4,972,641	63.73	4,672,085	54.91	4,119,756	49.82

(出所) 筆者による推計

推計結果は、分母を FI 段階の所得で統一した結果（表 4・表 5）よりも、特に PPRI 段階について、上位所得シェアの数値が小さくなっている。これは、PPRI 段階において、分析対象の所得（分母の数値）が、FI 段階や DI 段階の所得よりも大きいことを反映している。

VIII. 結論と今後の課題

井口ほか(2025)においては、所得税データから推計される近年の日本の上位所得シェアについて、実現されたキャピタルゲインを含む場合と、含まない場合とで、その傾向に大きな違いがあり、実現

されたキャピタルゲインが一部の上位所得階層に偏っていることが明らかにされていた。本稿の分析結果からは、2023 年から 2024 年にかけて、実現されたキャピタルゲインが上位所得階層の所得シェアをさらに押し上げていることが確認された。また、譲渡所得を含む所得については、上位 1% よりも上位の所得階層において、FI 段階と DI 段階の上位所得シェアの違いの度合いが、譲渡所得を含まない所得よりも小さく、社会保障と税による再分配効果が相対的に小さいことが確認された。これは、譲渡所得のほとんどが分離課税の対象となっており、上位所得階層における所得税の負担率が、総合課税の対象となる所得よりも低いことによると考えられる。

分離課税対象となる所得については、2025 年分の所得から、税負担の公平性を確保する観点から、おおむね平均的な水準として 30 億円を超える高い所得を対象として、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置として、所得税の上乗せの負担を課す仕組みが適用されることとなっている。こうした制度の変更が、所得再分配効果にどのような影響を与えることになるのかについては、実績データを踏まえて今後検証される必要がある。

なお、本稿の分析で用いている国税庁統計年報や申告所得税標本調査で提供される所得の分布に関する情報は、確定申告を行っている者に限られ、還付申告者に関する情報は限定的である。また、公表データとして利用可能なのは、それぞれの個人の所得情報や所得内訳に基づく分布表ではなく、合計所得階級別の分布表という集計データのみであり、分析対象所得についての上位所得シェアの推計を行うためには、多くの仮定を設けることが必要とされる¹⁶。そのため、推計の結果については、一定の幅をもって理解する必要がある。

また、所得分布について、国際的な比較を行う際には、DINA のガイドラインに沿って、分析対象となる所得の範囲を課税対象所得 (fiscal income) のみに限らず、国民純所得 (Net National Income: NNI) を対象として分布を比較することが行われている¹⁷。課税対象所得以外の所得の分布の推計に当たっては様々な仮定やデータが必要とされるため、速報性を確保することは難しいが、NNI のうち、課税対象所得は大きな割合を占めることから、課税対象所得の推計を速やかに行うことで、全体の所得分布の傾向を知ることができる。

個人単位で、譲渡所得を除いた所得の分布をより正確に把握する観点からは、個票データを用いた分析を行うことが望ましいことは言うまでもない。本稿における分析手法の大きな利点は、毎年、公表される集計データを用いて、速やかに分析を行うことができる点にある。今後、本稿の分析の結果と、個票データを用いた詳細な分析の結果を比較することによって、手法や仮定の設け方の妥当性についてさらに検証していくことが必要と考えられる。

¹⁶ 例えば、各所得者区分について、一時所得、退職所得、譲渡所得や公的年金収入を除いた所得についての分布を作成しているが、その際に、これらの所得を除いても、所得順位の逆転が生じて隣接しない所得階層に移行することは生じないことを仮定している。

¹⁷ 日本について、DINA のガイドラインに沿った 2014 年と 2019 年の NNI の所得分布の推計結果は、Mikayama et al. (2023) で示されている。

参考文献

- 井口智博・上田淳二・佐藤叡延・森口千晶 (2025)「所得税データを用いた日本の上位所得シェアの推計：2008～2023 年」, PRI Discussion Paper Series, No.25A-05, 財務総合政策研究所。
- Alvaredo, Facundo, Chiaki Moriguchi, and Emmanuel Saez (2012) “Japan Estimates of Top Income Shares: Update up to 2010,” Technical Notes 201207, World Inequality Lab.
- Mikayama, Masahiro, Tomotsugu Imahori, Taro Ohno, Yasutaka Yoneta, and Junji Ueda (2023). “Top Income Shares in Japan from the Survey and Tax Data in 2014 and 2019: Following the Distributional National Accounts Guidelines,” PRI Discussion Paper Series, No.23A-04, Policy Research Institute, Ministry of Finance, Japan.
- Moriguchi, Chiaki, and Emmanuel Saez (2008) “The Evolution of Income Concentration in Japan, 1886-2005: Evidence from Income Tax Statistics,” *The Review of Economics and Statistics*, 90(4): pp. 713-734.
- Moriguchi, Chiaki, and Emmanuel Saez (2010). “The Evolution of Income Concentration in Japan 1886-2005,” in Atkinson and Piketty (eds) *Top Incomes: A Global Perspective*, Oxford University Press, Chapter 3, pp. 76-170.

補論1 社会保障給付の上位所得シェアに与える影響

この補論では、上位所得シェアの分子となる上位所得階級の者の可処分所得（DI）や公的年金考慮後の所得（PPRI）に対して、社会保障給付がどのように影響を与えるかを考えるために、2023年と2024年における社会保障給付の総額と、その分布に関する情報を整理する。

2023年及び2024年（暦年）において、国民経済計算（SNA）のデータ上、家計が受け取った「現金による社会保障給付」は60.2兆円、62.7兆円であり、「社会扶助給付」は9.0兆円、11.4兆円となっている¹⁸。

このうち、「社会扶助給付」は、生活保護給付や児童扶養手当等、低所得者に対する支援を目的とするものであるため、上位所得者の所得には影響を与えないと考えることができる。

次に、「現金による社会保障給付」は、公的年金の給付、雇用保険・労災保険の給付、子ども・子育て関係の給付（児童手当等）、医療保険（傷病手当金、出産育児一時金等）・介護保険からの給付から構成され、フロー編の付表9（一般政府から家計への移転の明細表）において、その内訳（年度値のみ）が示されている。それによれば、9割程度が公的年金の給付であり、その他が残りの1割程度である。

公的年金の給付のうち、老齢年金給付は、所得税の課税対象であり、確定申告を行っている者が受け取る公的年金等所得は、申告所得税の集計データに含まれる。ただし、公的年金等所得以外に受け取る所得が20万円以下で、公的年金等の収入額が400万円以下である場合には確定申告が不要とされている。そのため、公的年金を受給している者（2023年で3,800万人程度）のうち、申告所得税データに含まれる者（公的年金雑所得を申告している者）の数は、213.8万人と、全体の概ね5%程度にとどまっている。

より詳細に、公的年金の受給者数と、その所得分布を考えるために、厚生年金保険と国民年金の事業年報を参照すると、2023年度における公的年金の総受給者数（重複を排除した数値）は3,977.7万人、2024年度は3,941.2万人（事業年報「表2」）となっている。また、2023年度における公的年金の受給者の年金総額は56兆8,281億円、2024年度は58兆3,311億円となっている（事業年報「表5」）。

他方で、市町村税課税状況等の調の第13表からは、住民税の納税義務者のうち、公的年金等収入のある者の総数と収入金額は、2023年において1,160.3万人が22兆2,500億円、2024年において1,385.6万人が26兆8,921億円の公的年金収入を受け取っていることが分かる。それ以外の住民税の納税義務者ではない年金受給者（約2,800万人）は、上位所得階層には含まれないと考えられる。

さらに、住民税の納税義務者の所得階層をみると、2023年において、公的年金収入のある住民税の納税義務者1,160万人のうち、所得控除後の課税標準額が200万円以下である者は、924.2万人（17兆8,423億円）で、200万円を超える者は236.1万人（4兆4,077億円、公的年金等雑所得2兆2,309億円）、2024年において、公的年金収入のある住民税の納税義務者1,386万人のうち、課税標準額200万円以下である者は、1,132万人（22兆0,361億円、公的年金等雑所得10兆8,738億円）で、200万円を超える者は253.9万人（4兆8,560億円、公的年金等雑所得2兆4,855億円）となっている。

これらのデータを踏まえると、上位所得階層に含まれる者が公的年金給付を受け取っている場合には、その大部分が申告所得税データに含まれていると考えられる一方で、公的年金給付を受け取っている者の多くは、上位所得階層には含まれないと考えられる。そのため、本稿の分析においては、上位所得シェアの推計に当たり、公的年金給付について、申告所得税データに別途の給付額の追加等は

¹⁸ 国民経済計算の年次推計フロー編の「Ⅱ.制度部門別所得支出勘定」の家計（個人企業を含む）の「(2)所得の第2次分配勘定」の暦年値による。

行わないこととしている。

また、雇用保険と労災保険の給付や、医療保険の傷病手当金については、その性質上、他の所得を得ることができなくなった状況に直面した場合に受け取られる給付であるため、上位所得階層に位置する個人が、他の所得とあわせて受け取り、上位所得シェアに影響を与えることは考えにくい。国民経済計算のデータによれば、雇用保険・労災保険からの家計への現金給付の総額は、2023 年度において 2 兆 4,554 億円、2024 年度において 2 兆 5,156 億円となっており、医療保険からの家計への現金給付の総額は、2023 年度において 1 兆 3,559 億円、2024 年度において 1 兆 4,172 億円となっている。

児童手当は、子ども・子育て支援の適切な実施を図るための普遍的給付であり、2024 年 10 月から所得制限が撤廃され、子どもの年齢と数に応じて、給付が行われる仕組みとなっている。そのため、2024 年 10 月以降は、所得上位階層においても、子どもの年齢と数に応じて、給付を受けることで可処分所得が増えるケースがみられるようになった。児童手当は、所得税の課税対象ではないため、申告所得税に関する所得データには含まれておらず、上位所得階層の可処分所得を正確に把握するためには、別途、子どもの数や年齢に応じて所得に加算をする必要がある¹⁹。

ただし、2024 年 9 月までは、世帯年収が 960 万円を超えると手当が減額され、1,200 万円を超えると手当が支給されなくなっていたため、2023 年と 2024 年の時点においては、上位所得階層の DI 段階の所得に与える影響は、大きなものではなかったと考えることができるため、本稿の分析においては、児童手当を加算する処理は行っていない。なお、国民経済計算のデータによれば、児童手当の総額は、2023 年度において 1 兆 7,862 億円、2024 年度において 2 兆 0,493 億円となっている。

¹⁹ 児童手当法第 16 条の規定により、児童手当として受け取った金銭については、所得税や個人住民税等は課されないこととなっている。

補論2 申告所得税データにおける還付申告者の所得税額と所得内訳

申告所得税標本調査においては、申告納税額がある者について、申告者を事業所得者、不動産所得者、給与所得者、雑所得者、他に区分されない所得者という5つのカテゴリーに区分した上で、合計所得階層ごとに、人数、所得に加えて、所得の内訳（所得区分）及び所得税額が示されており、所得税額や譲渡所得の割合（譲渡所得を除く際に用いる）等のデータを得ることができる。

しかし、還付申告者については、国税庁統計年報において、5つのカテゴリーの還付申告者について、合計所得階層ごとの人数のみが示されており、所得階層ごとの所得税額や、譲渡所得の割合等の所得内訳に関する情報がない。そのため、所得者のカテゴリーごとに、還付申告の特徴を踏まえて、所得税額や譲渡所得の割合について、仮定を設けて推計する必要がある。

（1）給与所得者・雑所得者

給与所得者と雑所得者については、申告納税額がある者の数よりも、還付申告者の数の方が多く、その大部分が、給与所得または雑所得（公的年金等所得）以外に課税対象となる申告所得が小さいと考えられる一方で、源泉徴収時には考慮されていない諸控除（医療費控除等）を適用するケースが多い。

こうした特徴を踏まえ、給与所得者と雑所得者の還付申告者について、各所得階層における所得税額は、当該所得階層における申告納税者の平均的な源泉徴収税額と同じであると仮定するとともに、所得内訳については、全て給与所得または雑所得であるとの仮定を設ける。

（2）事業所得者・不動産所得者

事業所得者については、申告納税額がある者の数に対して、還付申告者の数は概ね半分程度となっており、不動産所得者については、申告納税額がある者の数に対して、還付申告者の数は概ね1割となっている。事業所得者については、源泉徴収の対象となっている職種の個人や、予定納税額が大きかった個人等が還付申告を行うという特徴があると考えられる。各所得階層における所得税額は、当該所得階層における申告納税者の平均的な源泉徴収額と同じであると仮定するとともに、所得内訳については、それぞれの所得階層における申告納税者の平均的な所得内訳と同様であるとの仮定を設ける。

（3）他の区分に該当しない所得者

他の区分に該当しない所得者で、還付申告を行う者の多くは、主たる所得が配当所得または株式等の譲渡所得であるケースであると考えられる。配当所得が主たる所得である場合には、源泉徴収された金額よりも、申告して総合課税を選択して計算される税額の方が小さくなることで、還付が行われる。また、株式等の譲渡所得が主たる所得である場合には、複数の口座での損益を通算する場合や、過去の繰越譲渡損失を控除する場合に、還付申告が行われる。

実際に、他の区分に該当しない所得者のうち、その多くの者の主たる所得は、配当所得または株式等の譲渡所得となっている。他の区分に該当しない所得者で、申告納税額がある者の多くは分離長期譲渡所得が主たる所得であることから、申告納税者と還付申告者とは、所得税額の計算方法や譲渡所得の割合が質的に異なっていると考えられる。

還付申告者の所得内訳については、還付申告者全体のそれぞれの所得内訳の金額（国税庁統計年報2-3(1)表）から、（1）と（2）の仮定の下で推計された他の4区分の所得者の所得内訳の金額を控除した金額を求め、それを各所得階層に按分する。

また、所得区分ごとの人数については、国税庁統計年報2-3(4)表に示されている利子所得、配当所得、総合譲渡所得、一時所得、山林所得、退職所得、分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、株式等

の譲渡所得の各所得項目で、各所得階層における主たる所得となっている還付申告者の人数を用い、それ以外の所得項目については、納税申告者と同じ割合であると仮定する。所得税額については、他の所得と同様に、当該所得階層における申告納税者の平均的な源泉徴収税額と同じであると仮定する。

なお、国税庁統計年報 2-1 表においては、5 つの所得者区分ごとに、還付申告者の総所得金額が示されている。そのため、所得者区分ごとに、上記の方法によって計算された各所得階層の所得金額の合計値が総所得金額と一致するように必要な調整を行う。

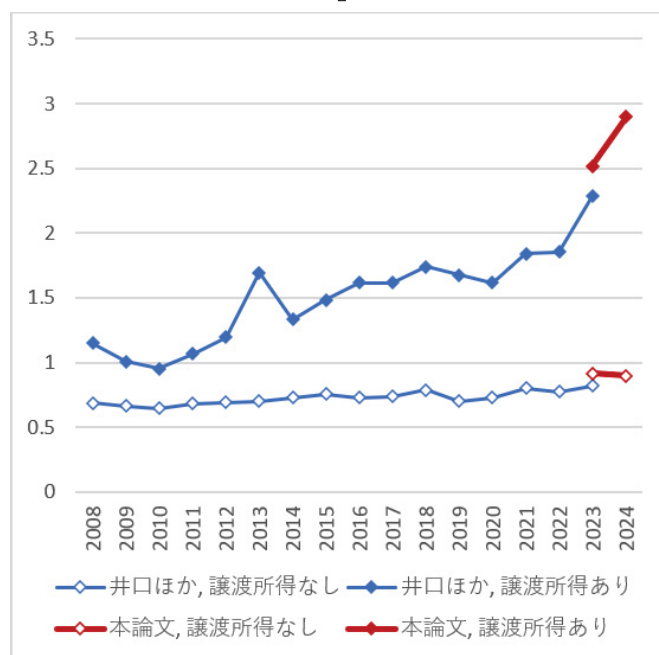
補論3 井口ほか（2025）との推計方法の違いと結果の比較

井口ほか（2025）においては、民間給与実態統計調査と申告所得税データの接合に当たって、給与収入のある者についての重複を排除するために、それぞれ上位からの累積分布を作成し、申告所得税データにおいて給与収入がある者の累積人員が、民間給与実態統計調査の対象者の累積人員を上回る下限の給与収入の値を「閾値」として決定した上で、閾値よりも上位の所得領域においては申告所得税データを用い、閾値よりも下位の所得領域においては、民間給与実態統計調査から申告所得税データから得られる給与収入のある者のデータを差し引くという処理を行っている。

本稿においては、民間給与実態統計調査について、市町村税課税状況等の調のデータを用いて補正を行っており、上位所得階層において、複数事業者からの給与を得ている者の人数と所得については、補正後の民間給与実態統計調査に反映されていると考えることができる。そのため、申告所得税データを用いる閾値を個別に決定する必要はなく、2,000 万円の給与収入を境界として設定した上で、2,000 万円を上回る領域においては申告所得税データをそのまま用いることとし、2,000 万円を下回る領域においては、補正後の民間給与実態統計調査から申告所得税データにおいて把握されている給与収入のある者を差し引く処理を行うこととしている。

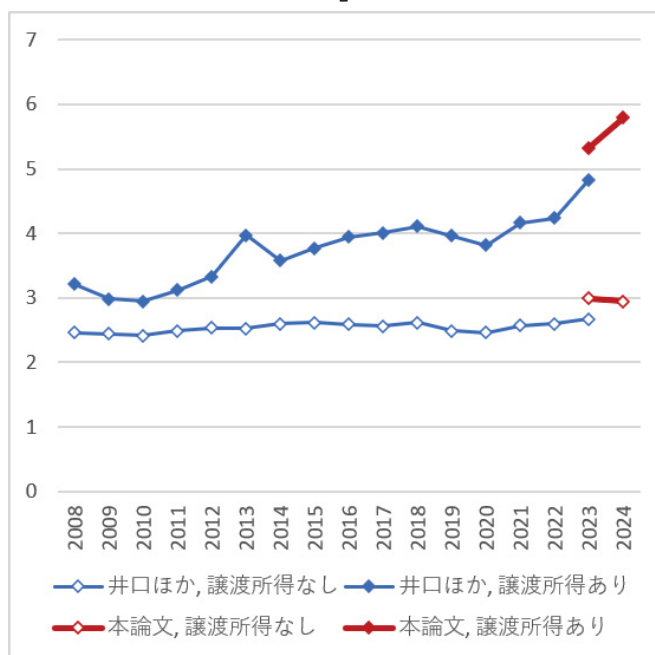
また、2023 年の fiscal income に関する井口ほか（2025）の分析においては、分析対象所得について、一時所得と退職所得を除いた上で、譲渡所得を含む場合と含まない場合のそれぞれについて上位所得シェアの推計が行われているが、対象所得から、公的年金収入を除いていない。一方、本稿の分析においては、要素段階所得を厳密に定義し、FI 段階の分析対象所得から、公的年金収入を除いており、その分だけ、FI 段階の分析対象所得の範囲は狭くなっている。公的年金収入の分布は下位に偏っていることから、それらを除いた本稿の要素所得段階の分析対象所得の上位所得シェアは、2023 年について、井口ほか（2025）の分析結果よりも大きな値となると想定され、実際の結果もその想定通りとなっている（補論図 1～3）。

補論図 1 Top0.01%シェア



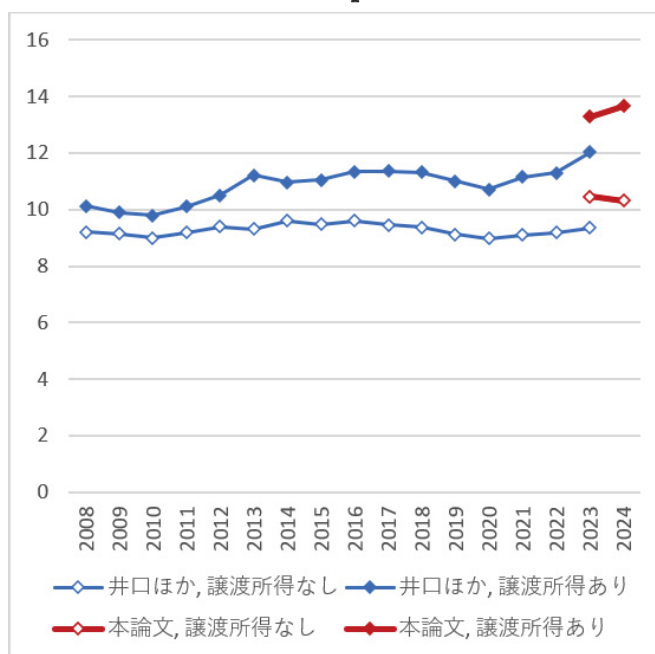
（出所）井口ほか（2025）及び筆者推計

補論図 2 Top 0.1%シェア



(出所) 井口ほか (2025) 及び筆者推計

補論図 3 Top 1%シェア



(出所) 井口ほか (2025) 及び筆者推計